平成２２年（フ）第１６７８号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目41番地１　メゾン向原102号
債務者　坂井田佳央
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産廃止

平成１６年（フ）第４０８６号
福岡県筑紫野市紫１丁目24番３―101号、破産宣告時の住所福岡県太宰府市朱雀２丁目20番15号
破産者　前園　武幸
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野5456番地
破産者　有限会社アステック
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
静岡県島田市本通７丁目7758番地の１
破産者　株式会社エス・ティー・アイ
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６５号
福岡市博多区博多駅南４丁目１番17―603号
破産者　ＭＳＭコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５２号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目９番８号
破産者　朝日金型工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６４０号
宮城県大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣53番地
破産者　有限会社オービー
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
茨城県取手市下高井1269番地
破産者　株式会社ｓｈｏｏｔｉｎｇ　ｓｔａｒ
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
栃木県日光市中宮祠2478番地
破産者　有限会社山水館
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２０号
岡山市南区当新田252番地４
破産者　安田　久志
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０２号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷225番地
破産者　谷口電気株式会社
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
長崎県長崎市坂本２丁目24番９号
破産者　有限会社サン・サプライ
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
秋田県潟上市飯田川下虻川字城ノ後37番地８
破産者　川村　徳子
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８４号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鶴東９番地
破産者　株式会社広野工務店
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３号
福島県相馬市沖ノ内２丁目７番地の１
破産者　有限会社サラサホーム相馬
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１８１号
千葉県山武郡大網白里町大網4255番地
破産者　株式会社しずか
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４６号
横浜市港南区上永谷１丁目30番４号
破産者　株式会社エイ・ファイブ・システム
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８９号
神奈川県藤沢市石川２丁目17番地の20
破産者　株式会社大光商会
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
滋賀県東近江市躰光寺町1490番地の19
破産者　シミズ内装有限会社
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産終結

平成１６年（フ）第４０８８号
福岡県筑紫野市紫１丁目24番３―101号、破産宣告時の住所福岡県太宰府市朱雀２丁目20番15号
破産者　前園　武信
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第４５４号
金沢市米丸町157番地
破産者　株式会社トキノリ建材
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所